

下水道の整備促進に関する提言・要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な整備を促進するとともに、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ施設の改築・更新の促進が図られるよう、所要の財政措置を講じること。
2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について所要の財政措置を講じること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。